

資源有効利用促進法に関する省令の改正のポイント

資源有効利用促進法（再生資源の利用の促進に関する法律）に関する省令が、令和5年3月に一部改正されました。主なポイントは次のとおりです。

1 対象工事

再生資源利用促進計画を作成する工事。

〔 省令改正により、建設発生土の搬出が 500m³ 以上の工事が対象となった。
広島県では、以前より、請負代金額が 100 万円以上の工事も対象としている。 〕

2 必要となる主な手続き

(1) ①再生資源利用促進計画（以下「計画」という。）の作成時に、次の事項を確認するとともに（※1）、その結果を記載した確認結果票を作成する。

- ・工事現場内の土壌汚染対策法の届出
- ・土砂の搬出先の盛土規制法や土砂条例の許可・届出

（※1）受注者は、届出状況等を発注者に確認する。発注者は、届出状況等を説明する。

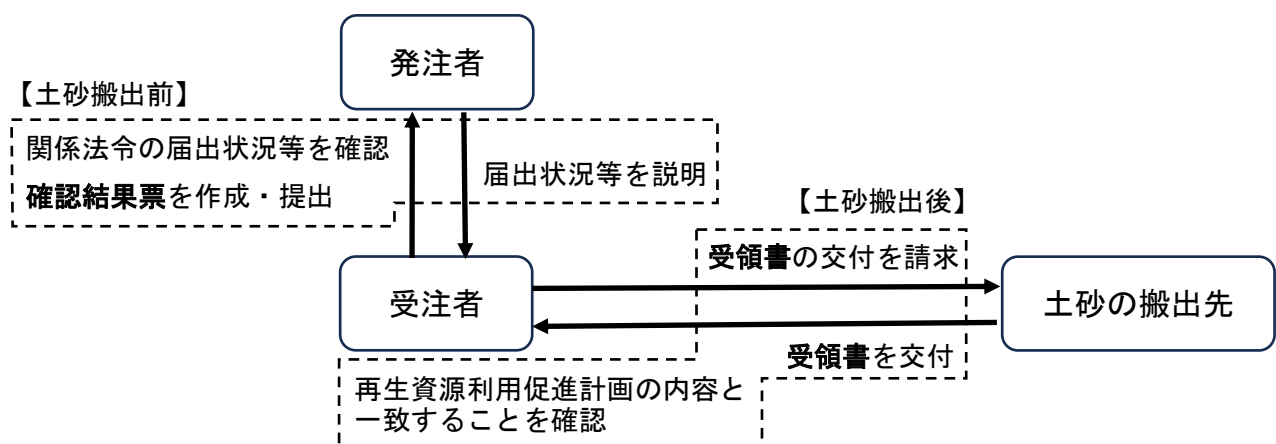
②建設発生土を運搬する者に対し、計画と確認結果票の内容を通知する。

③確認結果票は、計画の一部として、発注者へ説明したうえで提出し（※2）、工事現場の公衆に見えやすい場所に掲示するほか、工事完成後から5年間保存する。

（※2）確認結果票は計画の一部として、施工計画書に添付、もしくは打合せ簿で提出する。

(2) 建設発生土を搬出したときは、搬出先に土砂受領書の交付を求め、計画と一致することを確認するほか、工事完成後から5年間保存する。（※3）

（※3）土砂受領書の提出義務はないが、工事完成後に問題があった場合は遡って確認するため、適切に保存すること。



3 適用期日

令和5年5月26日以降に新たに契約する建設工事に適用する。

4 その他

確認結果票や土砂受領書の様式・記載例は「広島県の調達情報」に掲載しているため、参考としてください。